

徳島県告示第二百一十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設

4 変更の概要

汚水等の処理の方法並びに排水の汚染状態及び量の変更

5 変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年五月十六日から

令和五年六月六日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課